

# 山形県犯罪被害者等支援条例

〔平成 22 年 3 月 19 日〕  
山形県条例第 22 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 体制の整備（第 11 条－第 15 条）
- 第 3 章 基本的施策（第 16 条－第 23 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念並びに県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 県民等 県民、事業者及び民間支援団体をいう。

#### （基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重し、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等によりその名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮して推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、すべての県民等が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等の状況を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

#### （県の責務）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有す

る。

2 県は、犯罪被害者等の支援の推進に当たり、国、市町村及び県民等と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等に対して犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の事情に応じて、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を聴かななければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第10条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

## 第2章 体制の整備

(推進体制の整備)

第11条 県は、国、市町村及び県民等と連携して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(総合的相談体制の整備)

第12条 県は、犯罪被害者等に対し必要な情報の提供及び助言を行うため、市町村及び民間支援団体との連携の下、総合的な相談体制を整備するものとする。

る。

(支援従事者の育成)

第13条 県は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、県及び市町村の職員並びに民間支援団体の業務に従事する者で犯罪被害者等の支援に従事するもの(以下「支援従事者」という。)に対し、犯罪被害者等の支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第14条 県は、支援従事者が犯罪被害者等の支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第15条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第3章 基本的施策

(心理学的相談の充実等)

第16条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理学的な相談の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第17条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事、育児等に係る援助、病院等への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第18条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等を保護する施設の利用に関する情報の提供及びあっせんその他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第19条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第20条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備改善その他の事業者による犯罪被害者等の支援を促進するため、事業者に対する啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第21条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第22条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、犯罪被

害者等の置かれている状況及び必要としている支援について県民等の関心と理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(調査研究)

第 23 条 県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集その他の必要な調査研究を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。